

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十二号

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「県内の郵便局その他規則で定める郵便局」を「規則で定める郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(郵便貯金銀行を所屬銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十六項に規定する所屬銀行をいう。))とする銀行代理業者(同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。))を含む。の営業所」に改める。

(政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第二条 政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(普通貯金を除く。))及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。))を「及び貯金(普通貯金を除く。))に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

(広島県情報公開条例の一部改正)

第三条 広島県情報公開条例(平成十三年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

(広島県個人情報保護条例の一部改正)

第四条 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号ハ中「及び日本郵政公社」を削る。

(広島県青少年健全育成条例の一部改正)

第五条 広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の七第二項中「第五十六条」を「第四十三条」に改める。

（広島県道路占用料徴収条例の一部改正）

第六条 広島県道路占用料徴収条例（昭和二十八年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項に規定する業務で、当該業務のための道路占用について日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）第三十一条第一項第十号の規定により日本郵政公社を国の行政機関とみなして法第三十五条の規定が準用されるものを含む。）」を削る。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第七条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号を次のように改める。

九 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。